

**「社会規範」と「まちづくり」**  
**～よき「まちづくり」は、品位ある人々を生み出すものである～**

京都大学大学院 藤井 聡

本稿で主張したいのは、次の一点である。すなわち、よきまちづくりを進め、品位あるまちをかたちづくって行くことは、そのまちの社会規範を高尙なるものに高め、人々を品位ある存在へと導かざるを得ない――。

本稿は、この結論を導くべく、一つずつ順をおって話を進めていくこととしたい。

**社会規範が、まちのかたちを決めている**

「まち」とはその地に住む人々の、長い年月に及ぶ暮らしぶりの「発露」である。

つまり、その地に住む人々の暮らし方が、そのまちのかたちを決定づけているのであり、人々の暮らしが変われば、まちの形も変わっていくものなのである。例えば、人々がまちなかで買い物をするを常としている限り、まちなかの賑わいは失われない。ところが、人々がまちなかで買い物することをぱたりとやめてしまい、郊外でしか買い物をするようになってしまえば、まちなかは瞬く間に疲弊し、寂れ、そしてその街は郊外かしていくこととなる。

事実、日本中の街々においては、20世紀後半からそのまちなかが衰退していき、「シャッター街」と呼ばれるような風景が急速に拡がりつつある。その一方で、都市郊外の大型ショッピングセンターや、いわゆるロードサイドビジネスが繁盛し、そして、居住地の郊外化も大きく進められてきている。これらは皆、人々がまちなかではなく、郊外で活動する傾向を増進させてからに他ならない。

さらに「人々の暮らしぶり」なるものは、その地の人々の間で共有されている「社会規範」(social norm)を反映したものに他ならない。

先の例で言うなら、人々がまちなかで買い物をするという事態が招かれているのは、その地において「買い物は、まちなかでするものだろう」という社会規範が共有されているということとその直接的原因とすることができる。さらには、その逆に人々がまちなかではなく郊外で買い物をする暮らしを続けているとするなら、その人々が皆、「まちなかなんかで買い物する必要なんてない、買い物は自動車でするものでかけて、済ませりゃそれでいい」という社会的規範を共有しているからなのである。

つまり、社会規範が人々の暮らしぶりを規定し、その暮らしぶりが、まちのかたちを規定しているのである。すなわち、現在我々が暮らしているまちのかたちは、私たちの暮らしぶりに関わる社会規範によって決定付けられているのである。

## 二種類の社会規範

ところで、「社会規範」と一言でいっても、様々な種類の社会規範がある。そんな中でも、心理学分野で最も典型的な分類方法は、以下の2つに分類する方法だ（Cialdini, Reno & Kallgren, 1990）。

「記述的規範」 descriptive norm

「命令的規範」 injunctive norm

前者の記述的規範というものは、ただ単に、人が何かの真似をしたり、模倣したりする際に使用される規範である。言い換えるなら、何らかの行動をする際に、どの様に振る舞うかということについて強い意志がない場合、とりあえず他人のマネをして、振る舞おうとする場合、模倣される「他人の振るまい」が規範的規範である。例えば、始めていく外国のレストランでどう振る舞えばいいかわからない時、とりあえず隣のテーブルの人の振る舞いを「記述的規範」と見なして、それに基づいて、注文をとったり、食事をしたりするというようなケースはよくあることだろう。「まち」の例で言うなら、近所の人でも友達も家族も親戚も同僚も、皆、買い物なんて郊外に車で行ってまとめ買いすることを当たり前の様にしているなら、そうした周りの人々の買い物行動は、強力な「記述的規範」となり、その人の振る舞いに決定的に重要な影響を及ぼすこととなる。

その一方で、「命令的規範」というのは、「～せよ」という形式をとる規範である。例えば、「犯すな」「殺すな」というのは、典型的な命令的規範である。ただし、こうした極端な例でなくても「できるだけ環境に優しい行動をとる方がよい」「大資本が作った郊外型の大型ショッピングセンターで買い物するよりも、地元の商店街で買い物をする方がよい」といった形式のものも、特定の行動の実行を促すものであることから、「命令的規範」である。

この様に規範を分類することはできるものの、その境界には曖昧性がある。

例えば、「万引きをしない」という社会規範は、言うまでもなく、万引きをすることが倫理的に望ましいことではないことから、万引きをしてはならない、という種類の命令的規範という側面を持つ。とはいえ、周りを見回してみれば、誰も彼も万引きなどしていないという状況では、「万引きをしない」のは、ただ単に周りの人々のマネをしているだけだ、という側面もある。

すなわち、特定の「規範」がほぼ完全に社会的に共有されており、多くの人々がそれに基づいて振る舞っている様な「社会的秩序」が形成されている様な状況では、その規範が「命令的」なものなのか「規範的」なものなのかを必ずしも明確に分類することはできないのである。

## 記述的な規範と命令的な規範はそれぞれ、どうやれば活性化するのか？

さて、改めて言うまでもないことではあるが、その社会規範が記述的なものであろうと、

規範的なものであろうと、それが人々の行動を規定するものである以上、まちの形に影響を及ぼすことは間違いない。

しかし、記述的規範と命令的規範とでは、その生成の契機が異なることから、「まちづくり」の文脈の中で、それをどうやって形成するのかについては、全く異なる方法が必要となる。

まず、記述的規範の形成において必要なのは、「多くの人々の振る舞い」である。その振る舞いがどういう理由で誘発されているのかはさておき、兎に角、特定の行動を、多くの人々が実行していれば、それだけでその行動は「記述的規範」となり、さらに多くの人々の行動を誘発していくことになる。

一方で、命令的規範の形成において必要なのは、「道德意識」である。ここに道德意識 (moral obligation) とは、心理学においては、特定の規範に自らの言動を一致させようとする意識として定義されている (藤井, 2003)。「環境に配慮した行動をとろう」「まちの賑わいに資するような行動をとろう」という様な意識が、これに当たる。

そして、こうした道德意識は、「好き嫌い」(例えば、態度や選好)や「損や得」に対する意識(例えば、利己心)などで誘発されるものではなく、それとは全く別の原因で誘発されるものであることが知られている。既往の研究からは、少なくとも道德意識の活性化には、いくつかの契機があるということが知られている。

一つは、公共的、社会的な問題を知り、その問題を何とかしなければならないと考える「責任感」である。こうした責任感が活性化されれば、自らの損や得、好きや嫌いとは無関係に、「～をしなければならない」という道德意識が活性化される (Fujii, 2010)。こうした道德意識の活性化において重要なのが、社会的なコミュニケーションであったり、教育などである。

そしてもう一つは、そういう問題の認識や責任感とは別に、ただ単に、特定の「命令的規範が存在している」ということを知るだけで、道德意識は活性化される。例えば、特定の行為の禁止や誘発を促す法律が存在しているということを知覚するだけで、人は、その行為を止めようとしたり、さらに行おうとしたりする様な道德意識が活性化される傾向を持つことが知られている (Fujii, 2010)。

さらには、自他の「行為」もまた、命令的規範の源泉となりうる。

なぜなら、人は自分にしろ他人にしろ、繰り返し行っている行動について改めて意識を向けた時、その行動がどういう理由で誘発されているのかを考える(一般に、心理学では、こういうことを「原因帰属」と呼ぶ)傾向を持っているからである。

例えば、人々がまちなかで何時も買い物をしている状況を考えてみよう。

この場合、それぞれの人々は、自分も、また他者もまた、まちなかで買い物をするという「習慣」を形成しているということになる。

こうした状況下では、人々は特に、自他の行動の「原因」をのべつまくなく考え続けるような事はあり得ないが、それでも、自他の行動の「原因」を考える機会が、何らかの切

っ掛けで訪れることもあり得る。例えば、まちづくりの講演会などで、人々の買い物行動についての話題が取り上げられていたりする場合などがその典型だが、そういう特殊な状況でなくとも、友人や知人と日常的な会話をしている時に、ふとしたきっかけで、みんなの買い物をする時の気持が話題に上るようなこともあるかもしれない。

その様な「原因帰属」を人々が行う場合、必ずしも、本当に原因が見いだされることもあれば、必ずしもそうではないこともあることが知られている。つまり、実際には、ただ単に「記述的規範」や「利己心」「好き嫌い」だけで、まちなかでの買い物行動を行っていただけであるにも関わらず、原因帰属の段階で、「やはり、街中で買い物することが望ましいと考えているから、こうしているんだろう」と考えるケースが時に生ずることとなる。つまり人間というものは、自分自身や他者の行為を、自らにとって「都合の良い」方向で上手に理由付けるために、実際の原因が何かはさておき、事後的に理由を作り上げてしまう傾向性を持ち合わせているのである (c.f. 山岸, 1989)。しかし、一旦そうやって作り上げられた命令的規範は、今度は人々の行動を規定する力を持つこととなる。なぜなら、それが命令的な規範である以上、その個人に対して、「こうすべきである」と命令し続けることとなるからだ。そうなれば、それはもう立派な正真正銘の「道徳的行為」となるのである。

かくして、特定の行動を続けていれば、その行動を「正当化」するような「命令的規範」を、現実に関心の中に形成するという事があり得るのである。

### **まちづくりにおける政策、教育、行動、そして規範の構造的関係**

以上をまとめると、記述的規範と命令的規範の形成過程には、図1の様な大変複雑な関係があることとなる。

まず、交通整備や土地利用の開発（物理的な都市政策）や様々な規制（法律）によって、人々の行動が規定される。まちなかに多くの人があつまったり、郊外に人々が流れたりするのは、こうした法律や都市交通の計画によって規定される側面があることは間違いない。

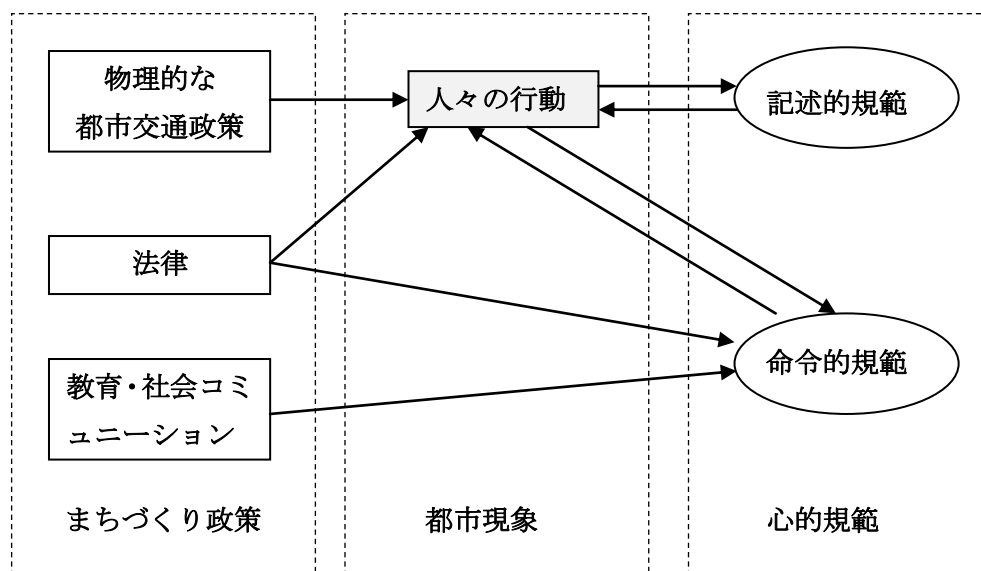
ただし、人々の行動は、人々が所持する「記述的規範」にも影響を受ける。とはいえ、その記述的規範は、人々の行動によって形成されているものであるから、規範と行動が双方共に強化しあって、人々の行動の共有化、集団化をもたらしていることとなる。

さらには、人々の行動は、人々が所持する「命令的規範」にも影響を受けている。例えば、「まちなかでなくて、郊外で買い物をしてもいいじゃん」とか、あるいは、「まちなかでやっぱり、買い物はすべきだよ」というような道徳的な意識である。

そして、そういう道徳的な意識に基づく命令的規範は、法律にも、自他の行動にも影響を受けていると共に、「教育」や「社会的なコミュニケーション」によって形成されているのである。

このように、まちに関わる規範と行動、それから、様々な諸政策との間には複雑な構造的、円環的關係が存在しているわけである。

この構造的、円環的關係を簡潔に言うとする次のようになるだろう——物理的、法律的、そして、教育的な様々な「なまちづくり政策」は、人々の「行動」と「規範」に影響を及ぼし、そして、その「行動」と「規範」は、お互いに円環的に相互作用を及ぼし合っているのである。



### 「よき、まちづくり」は、品位ある人々をつくりだす

ではここで、「よき、まちづくり」とは一体何なのかについて考えてみたい。

「まち」とは言うまでもなく、多くの人々が暮らす地である。

そしてそんな多くの人々の一人一人が我が事ばかりを考え、わがままばかりを主張し、全員が自分勝手に振る舞い続ける様なまちは、どう考えても「よいまち」とは言えない。もし皆がそんな自分勝手に振る舞い続ければ、町中ゴミだらけで、街並み景観もバラバラ、商業店主はとにかくカネ儲けの事ばかりを考えて看板をやたらでかくするし、どの店も家も騒音もまき散らしているし、隣近所口論や喧嘩が絶えない、という何ともまあ、無茶苦茶な状況になることは間違いない。あるいは、折角みんなのためにおみせを出しても、誰もそこを使わずに、よその待ちの大型ショッピングセンターにばかり行っている、という状況も又、人々の身勝手な振る舞いだということもできるだろう。

だから、「よいまち」とは、皆がわがままばかりを主張して、自分勝手に振る舞うのではなく、自分の我を通すのは一定以下に納めておき、お互いの事を配慮しながら、「協力しあう」関係が気づき挙げられている状況である。

これを社会学の伝統的な用語を用いて言うとするなら、「わるいまち」とは社会的な秩序の無い待ちであり、「よきまち」とは社会的な秩序あるまちの事を言うものだとすることができるだろう（ここでは紙面の都合上、まちの秩序と活力との関係の詳細については、ま

た稿を改めて論ずることとするが、活力は高い秩序によってもたらされるものである)。

そして、「まちづくり」とは、いうまでもなくそんな「よきまち」を目指す取り組みである。

言うまでもなく、どんなまちでも、そこが理想郷でもなんでも無い以上、どこかに「わるいまち」の側面を持ち合わせている。都市計画的に言うならば、どんな都市にも、過密、渋滞、通勤地獄、シャッター街、等と行った様々な都市問題を抱えている。そしてまちづくりとは、そんな「わるい側面」を改善して、少しでも理想的な「よきまち」に近づけていこうとするものである。

だからこそ、「まちづくり」とは、社会的秩序の低い状況から、社会的秩序の高い状況へと、そのまちを導こうとする取り組みに他ならないのである。そしてそうした高い秩序を保つまちをつくりあげることが出来るのなら、余所の土地から訪れた観光客ならば感嘆の声をあげるような、素晴らしく品位と風格あるまちができあがることとなるのである。

そうである以上、物理的な都市交通政策や法改正、そして、教育や社会コミュニケーション等の「よきまちづくり」を図ることで、人々の行動は様々な矛盾やコンフリクト、諍いや各種の齟齬が可能な限り縮減されたものへと、徐々に変わっていくこととなるのである。そして、そんな秩序だった行動によって影響を受けて形成されていく「命令的規範」もより秩序だったものとなっていくのである。

そして、そんな秩序だった規範に添って公共の場で振る舞い続ける人々の品位は、高尚なるものとならざるを得ないであろう。

つまり、よきまちづくりを進め、それによって品位あるまちをかたちづくって行くことができるのなら、そのまちの社会規範はより高尚なものとなり、そして、その人々の品位そのものがより高尚なものへと導かれることとならざるを得ないのである。

——無論、その道のりは言うは安くとも、行方は極めて難しものであることは間違いなし。ただし、「まちづくり」を進める以上は、究極的には、「美しき街」と「美しき人々」をつくりあげることには他ならぬのだ、というその一点を忘れ去っては、そのまちづくりは永遠に成功を収めることなどできぬと断ぜねばならない。だからこそ、その一点を見据えながら、不屈 (*invictus*) の取り組みを継続することさえできるのなら、必ずやその「まちづくり」は大きな成功を人々に与えることになるのである。

#### 参考文献

- Cialdini, R. B., Reno, R. R., & Kallgren, C. A. (1990). A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places. *Journal of Personality and Social Psychology*, 58, 1015-1026.
- 藤井聡 (2003) 社会的ジレンマの処方箋: 都市・交通・環境問題の心理学、ナカニシヤ出版.
- Fujii, S. (2010) Can state regulation of car use activate a moral obligation to use sustainable modes of transport?, *International Journal of Sustainable Transportation*, 4 (5), pp. 313-320.

山岸俊男 1989 社会的ジレンマ解決の意図せざる結果, 理論と方法, 4 (1), 21~37.